

第1回湯沢市総合振興計画審議会

日時：平成28年7月13日（水）午後6時

場所：湯沢市役所 本庁舎2階 25・26会議室

次 第

1. 開 会
2. 任命書交付
3. 市長あいさつ
4. 審議委員の紹介
5. 会長の互選及び会長代理の指名
6. 会長あいさつ
7. 説明事項
 - (1) 湯沢市総合振興計画審議会について（資料1）
 - (2) 湯沢市総合振興計画策定委員会について（資料2）
 - (3) 第2次総合振興計画策定に関する基本方針（資料3）
8. 協議事項
 - (1) 審議会運営スケジュール（案）（資料4）
 - (2) 基本構想の骨子（案）（資料5）
 - (3) その他
9. その他
10. 閉 会

湯沢市総合振興計画審議会について

湯沢市総合振興計画審議会は、市民の意見を広く市政に反映させるため、条例に基づいて市長の附属機関として設置されています（別紙条例を参照）。

審議会は、市長の諮問により以下について審議し、答申を行います。

(1) 審議いただく内容

- 1) 市の基本構想に関する事。
- 2) 市の基本計画に関する事。
- 3) 市が定める国土利用計画に関する事。
- 4) 前3号のほか、市長が必要と認める事項に関する事。

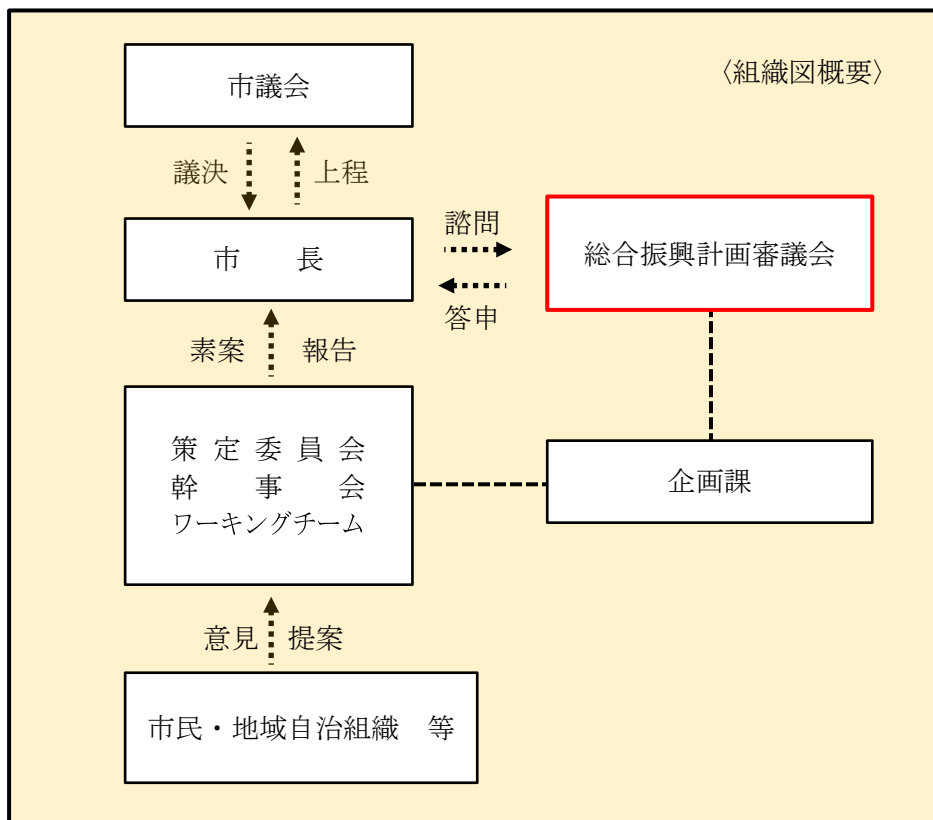
(2) 任期等

平成28～29年度の2年間とします。

〈開催回数〉今年度の開催は、5回程度を予定しています。

〈報酬〉日額5,000円をお支払いします。

（湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）



湯沢市総合振興計画策定委員会について

市の庁内協議機関として策定委員会を設置しています。また、個別事項の調整のため幹事会およびワーキングチームを置いています（策定委員会要綱を参照）。

策定委員会		幹事会	
委員長	副市長		総務課長
副委員長	教育長	幹事長	企画課長
委員	総務部長	副幹事長	ひびく・つながる創造課長
	市民生活部長		財政課長
	福祉保健部長		市民課長
	産業振興部長		くらしの相談課長
	建設部長		税務課長
	上下水道部長		福祉課長
	会計管理者		子育て支援課長
	教育部長		長寿福祉課長
			健康対策課長
			農林課長
			まるごと売る課長
			観光ジオパーク推進課長
			建設課長
			都市計画課長
			水道課長
			下水道課長
			教育総務課長
			学校教育課長
			生涯学習課長
			稲川総合支所長
			雄勝総合支所長
			皆瀬総合支所長

ワーキングチーム	
分野	構成課
① 環境・安全・都市	
防災、防犯、環境保全、廃棄物、消費生活、都市空間、公園、水利、住宅、交通、再生可能エネルギー 等	総務課
	くらしの相談課
	都市計画課
	建設課
	農林課
	企画課
	水道課
下水道課	
② 健康・医療・福祉	
子育て支援、医療、保健、社会福祉、高齢者福祉 等	市民課
	福祉課
	長寿福祉課
	子育て支援課
	健康対策課
	生涯学習課
③ 産業・労働	
農業、商工業、建設、観光、介護、企業誘致、起業、労働 等	農林課
	まるごと売る課
	観光ジオパーク推進課
	ひびくつながる創造課
	建設課
	長寿福祉課
④ 教育・文化	
生涯学習、学校教育、社会教育、芸術、文化、スポーツ、青少年健全育成、図書館 等	生涯学習課
	学校教育課
	教育総務課
	観光ジオパーク推進課
⑤ まちそだて・共創	
財政、交流、移住、男女共同参画、地域づくり 等	総務課
	財政課
	くらしの相談課
	ひびくつながる創造課

※企画課（企画政策班）と各総合支所は全チームに入ります。

第 2 次湯沢市総合振興計画策定に関する基本方針

1. 計画策定の目的

平成17年3月22日に4市町村が合併して誕生した新湯沢市では、「湯沢市まちづくり計画（新市建設計画）」を基本として策定した総合振興計画に基づき、「人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる美しさあふれるまち」を目指し、一体感のある新市の形成を図ってきた。まちの土台づくりの期間であったこの10年間は、リーマン・ショックを発端とした景気後退、東日本大震災、日本創生会議が打ち出した消滅可能性都市がクローズアップされるなど、日本全体の情勢が大きく変化した期間でもある。

地方自治法の改正により、基本構想の策定及び議決についての条項は削除されたが、市税収入の減少や地方交付税の合併特例算定終了など財政規模が縮小する厳しい財政状況の中にあっても、未来を紡ぐまちづくりの指針として第2次湯沢市総合振興計画を策定するものです。

2. 計画の構成と期間

第2次湯沢市総合振興計画は、基本構想・基本計画・実施計画の3層構成とする。

基本構想

〈期間〉 平成29年度～平成38年度（10年間）

中長期の展望をもとに、目指すまちの基本理念と将来像、目標を定める必要があるため、10年間とする。

基本計画

〈期間〉 【前期】平成29年度～平成33年度（5年間）

基本構想を具体化するための基本施策を体系化し、施策の目的や方針、主要事業を示すものとする。中期的な観点で基本構想の実現を図るため、前後期に分け、各5年間とする。

実施計画

〈期間〉 平成29年度～平成31年度（3年間）

基本計画で定める施策を計画的に実施するため、具体的事業を年次計画でまとめる。毎年度見直しを行い、施策の実効性確保と財政計画との整合性を図る。

3. 基本構想の議決

地方自治法の改正により、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定める旨の条項が削除されている。

法的義務はなくなったものの、市全体としての合意であることを明確にするべきであり、新たに議決事項として条例で定めることが必要と考えられる。

県内他市では自治基本条例等により定めている例があるが、本市では「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例」の改正によることを想定する。

《県内他市の議決規定に関する状況》

市	議決規定	条 例
秋田市	有	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例
大仙市	有	大仙市議会基本条例（10条）
横手市	有	横手市自治基本条例 11条
由利本荘市	有	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例
にかほ市	有	にかほ市自治基本条例（13条：基本構想の策定） にかほ市議会基本条例（13条：議決事件）

審議会運営スケジュール（案）

開催（予定）		内 容
平成 28 年 7 月 13 日	第 1 回審議会	・ 審議会スケジュール ・ 基本構想のまとめ方
平成 28 年 8 月	第 2 回審議会	・ 基本構想及び基本計画諮問 ・ 審議
平成 28 年 9 月	第 3 回審議会	・ 審議（基本構想答申）
9 月議会 基本構想（案）協議		
平成 28 年 10 月	第 4 回審議会	・ 審議
平成 28 年 11 月	第 5 回審議会	・ 審議（基本計画答申）
1 2 月議会 基本構想（案）上程、議決 基本計画（案）協議		

基本構想の骨子（案）

人口減少を受け入れ、いかに減少を抑制しながら、まちを持続できるかが最重点課題

人と資本が少なくなる中で、まちの機能を維持するためには、

- ① 人や施設等に関わらず、それぞれの持つ役割の多様化（複合化）
- ② 限りある資本の選択的、集中的な投入

などが必須となる。

どこへ重点的に投資を行うべきか…

- ① 多様な就業機会と経済的な安定
- ② 結婚から子育てに関する支援により、理想の子どもの数を持てる環境
- ③ 若者が誇りに思える、可能性を広げる環境

基本理念のイメージ

現行

《まちづくりの基本理念》

基本構想の根底となる3つの考え方を基本理念とし、市民と行政の協働による、まちづくりを進めます。

○幸せを実感できるまちをつくる

だれもが安心して快適に住むことができ、生活することに満足できることが豊かさといえます。このため、経済的な豊かさだけでなく、心の豊かさや生きがいを感じながら生活し、人と人が助け合って心を通わせる中から生きる喜びを得られるまちを目指します。

○住むことを誇れるまちをつくる

まちをよりよくしようという市民一人ひとりの思いや行動は、自分のまちへの愛情や誇りから生まれるものです。このため、住みよく潤いある環境や個性ある文化、産業などによって、だれもが住むことに誇りを持ち、自信を持って魅力をアピールできるまちを目指します。

○夢を持ち続けられるまちをつくる

まちづくりへの思いや行動は、将来への明るい展望を築くものであり、夢を持つことがその行動や思いを生み出します。このため、自然や経済、文化などさまざまな豊かさを将来にわたって保ち、高め続けられるまち、多くの人が集まり活気があふれるまちを目指します。

これまでの10年は合併により生まれた新市の土台づくり期間、次の10年は市の目指す姿に育てる期間と位置付け

案

《まちそだての基本理念》

基本構想の根底となる3つの考え方を基本理念とし、誰もが自分のできることに積極的に取り組む、活力ある丈夫なまちへ育てます。

○安心と幸せがある、暮らしの質感が高いまちへ育てる

人やコミュニティのつながりを太く強くし、誰もが地域の中で見守られながら安心の中で自分らしく暮らせるよう、暮らしの「質」の向上を目指します。

○地域を誇れる、存在感のあるまちへ育てる

豊富な地域資源の磨き上げと埋もれている資源の発掘、これらの掛け合わせで存在感のある“Yuzawa”を構築・発信することにより、地域への誇りと愛着の醸成を目指します。

○可能性が広がる、夢が生まれるまちへ育てる

国内外との交流の活性化や生涯を通じての教育・学習機会を確保し、多彩な働き方や暮らし方ができ、可能性を切り拓き夢に挑戦する活力あるまちを目指します。

将来像のイメージ

現行コンセプト



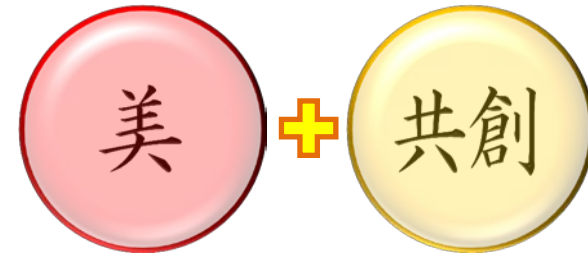
現行

人と自然が輝き、ふるさとの技がさえる

美しさあふれるまち

湯沢市には、
豊かで美しい自然や景観、伝統ある歴史文化や美しい工芸品、美味なる食や酒などの特産品、温かい心と優しい笑顔 があります。

新コンセプト



※美しさのコンセプトを継承しながら、みんなが携わり創り上げることをイメージさせるもの

案

「○○○○○○○○○○○○○○○○」

※市民からの公募

例えば…

「人のつながりで磨かれる、熱く輝く美と共創のまち」
～ひと・もの・ことの繋がりを再生し、
つながりの相乗効果で^{エネルギー}熱を生み、明日を磨く～

※人が携わることで発現する美しさを「磨く」で表し、院内で産出された銀（過去の財産）のイメージ「輝く」と地熱の「熱」（現在の財産）を合わせ、過去から未来へ繋がるまちをイメージ。

まちづくりの目標

将来像の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、市が取り組む施策の方向を示します。

現行

① 豊かな自然が輝く安全で快適な美しいまちづくり

市民の安全・安心の確保をはじめ、利便性・快適性を高めるとともに、住むことを誇れるような定住環境づくりを進めます。

② 健康と暮らしをともに支えるみんなの笑顔が輝くまちづくり

少子高齢化、人口減少が進展する中、子どもからお年寄りまで、すべての人が支え合い、健康で、生き生きと暮らせるまちを目指します。

③ ふるさとの技が輝く活力あふれるまちづくり

市民所得の向上と若年層を中心とした定住化の促進のために、雇用の場を確保するとともに特に地域の活性化に向けて、地域資源や歴史に培われた「技」を活用した農林業や商工業の育成・振興を進めます。

④ あたたかな心と豊かな文化で人が輝くまちづくり

「地域づくりは人づくりから」という視点に立ち、郷土の歴史や文化を踏まえ、地域が一体となった将来を担う人づくりを積極的に進めます。

⑤ みんなで築く夢が輝くまちづくり

個性豊かな独自のまちづくりを市民主体で進めていくため、市民と行政の協働によるまちづくりを市政の基本理念とし、参加・協働のまちづくりを推進します。



案

〈豊かな自然が輝く安全で高質なまち〉



市民の安全・安心を確保し、暮らしの質を高めることで、ここに暮らすこと自体を誇れるようなまちへそだてます。

〈健康と暮らしをともに支え合う笑顔があふれるまち〉



子どもからお年寄りまで、地域のすべての人が支え合い、健康で、自分らしく暮らせる共生のまちへそだてます。

〈ふるさとの技が光る、存在感あふれるまち〉



市民所得の向上と若年層を中心とした定着促進のために、起業支援や雇用の創出と共に、地域資源とふるさとの技によってゆざわブランドをそだて、発信します。

〈あたたかな心と豊かな文化で人が集うまち〉



ゆざわの歴史や文化に対する理解を深め発信することで、将来を担う若者への継承と共に、関心ある人が集うまちへそだてます。

〈みんなで築く夢が輝く丈夫なまち〉



個性豊かで丈夫なまちを目指し、関わるすべての人による共創のまちそだてを推進します。

《資料》湯沢市の状況

人口の見通し

本市の人口は、昭和 30 年（1955 年）をピークに一貫して減少を続けている。

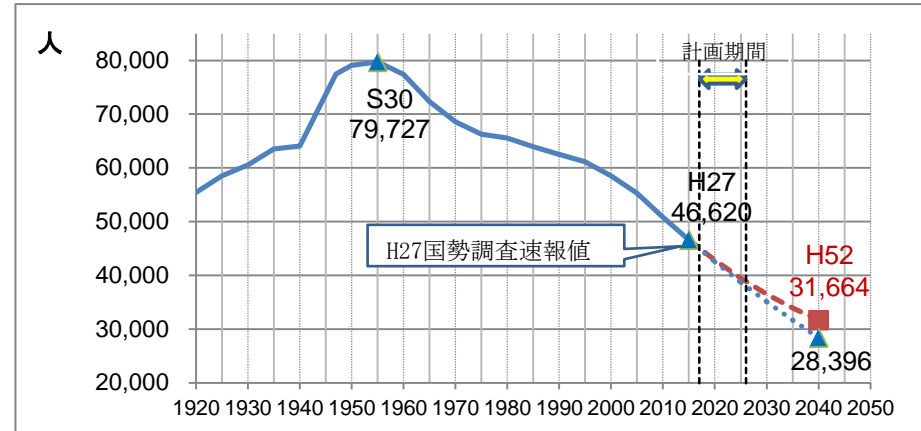
国立社会保障・人口問題研究所では、平成 52 年（2040 年）に 28,396 人まで減少すると推計しているが、昨年度策定した湯沢市人口ビジョンにおいては、雇用の創出や出生率の向上などの対策を講ずることによって減少幅を抑制し、31,664 人の人口確保を目標としている。

人口ビジョンの年齢 3 区分別推計では、平成 52 年（2040 年）の年少人口は 3,720 人で国の推計より約 1,600 人の減少抑制、同生産年齢人口は 14,136 人で約 1,500 人の抑制、同老年人口は 13,808 人で大きな差はない。

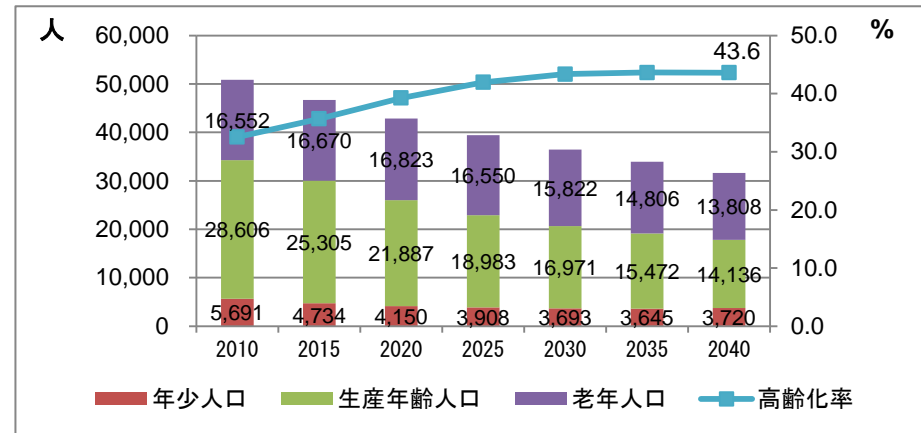
平成 52 年（2040 年）以降は、老年人口が大きく減少することにより、高齢化率も逡減していく見通しとなっている。

人口減少については、死亡数が出生数を上回る自然減の状態と、転出者が転入者を上回る社会減の状態が一貫して継続していることが一番の課題である。最も転出数の多い若年層の流出を抑えるためには、地元での就業環境の充実が必要である。

湯沢市人口ビジョン



年齢 3 区分別推計（人口ビジョン）



財政の見通し

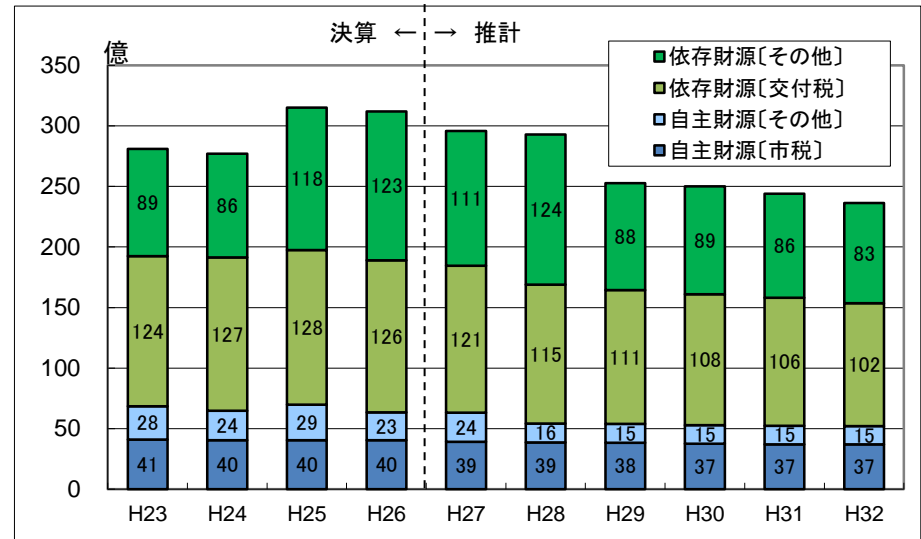
歳入では、平成 26 年度では約 312 億円あった歳入が、平成 32 年度には約 237 億円まで減少すると見込まれる（減少する 75 億円の内訳は、地方交付税などの依存財源 64 億円、市税などの自主財源 11 億円）。

交付金等に多くを依存する構造は変わらず、生産年齢人口が減少することにより地域経済活動が縮小、市税収入も増加が見込めない状況である。

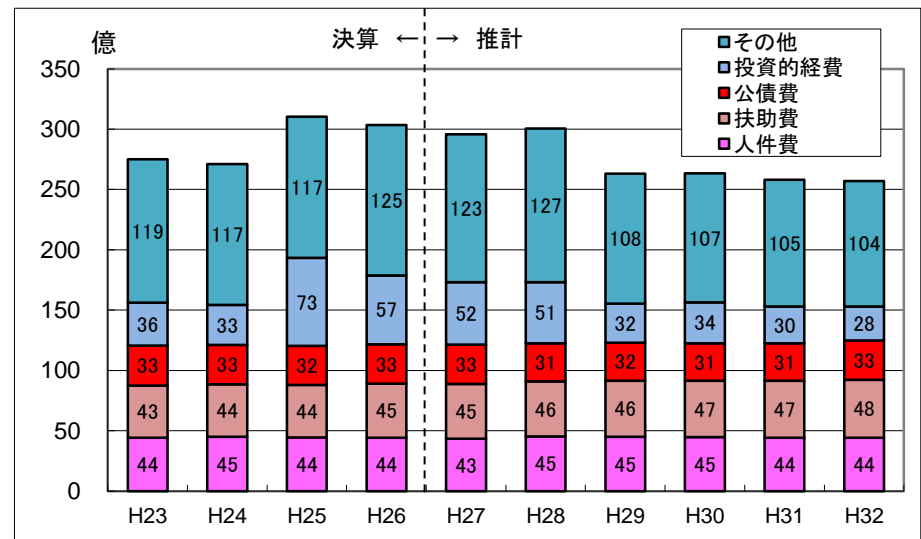
歳出では、市庁舎や湯沢駅舎の整備など大型事業が終了したことにより投資的経費は抑制されていくが、医療・介護等の扶助費の増加が見込まれるなど厳しい状況が続き、道路や水道といったインフラの維持や市民サービスの提供に影響を及ぼすことが懸念される。

このことから、財政の健全化を図ることが喫緊の課題であり、個別事業の見直しや効率化による経費の節減はもちろんのこと、財政運営そのものの手法を見直すことや、市税等の自主財源を増加させるための戦略的な取り組みが求められている。

歳入の見込み



歳出の見込み



雇用環境

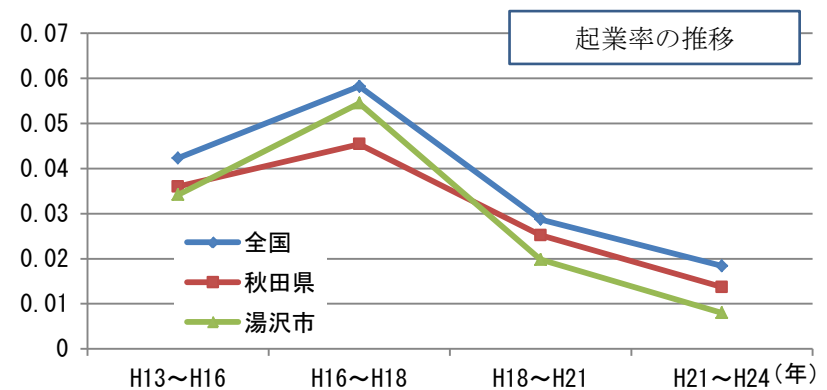
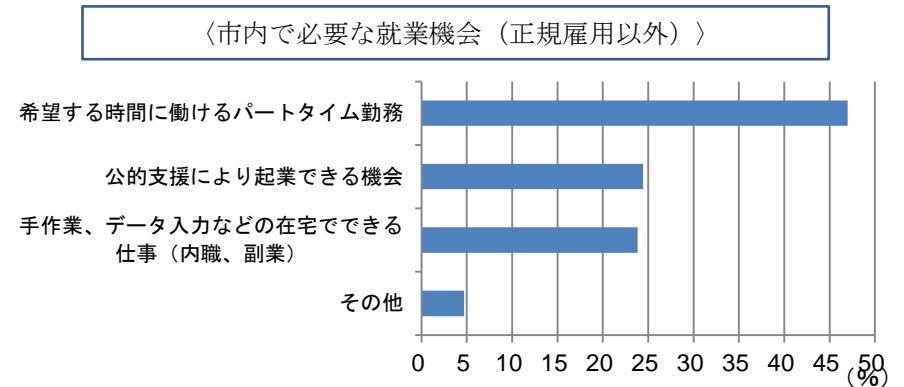
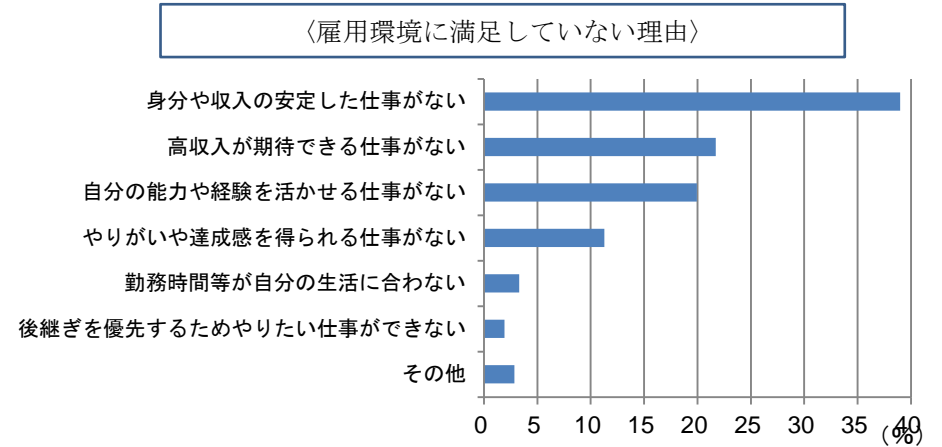
市内事業所では、売上げの伸び悩みや利益率の減少、仕入れ価格の高騰が課題の上位を占める。農業では、高齢化と後継者不足、冬期間を含めた安定的な収益確保が主な課題となっている。

労働者側から見た雇用状況に関するアンケートでも、7割超が「満足していない」と回答しており、「身分や収入の安定」「高収入」「能力や経験を活かせる」ことを求めている。

総じて、どの産業においても所得アップが課題であり、後継者の確保にも通じるものと考えられる。

雇用形態については、正規雇用以外では「希望する時間に働けるパートタイム」の希望が多く、多様なワークスタイルを選べる就業環境を提供できれば、子育て中の女性など、全国的にも低いとされる20代後半から30代女性の労働力率を上げることができ、市民所得の向上と市内経済の発展に繋がる可能性がある。

本市の起業率は低下傾向にあり、さらに県内でも特に低い水準となっている。新たなビジネスが生まれることで雇用が創出、地域の活性化に繋がることから、若者が起業しやすい支援体制を整備していくことも重要である。



～地方創生アンケート～

- ◇人口減少によって懸念されること
- ・子どもが減り、まちの活気がなくなる
 - ・医療費等の個人負担が増える
 - ・地域の産業が衰退する
 - ...

- ◇人口減少と高齢化に対応するための対策
- ・病院や介護施設等の確保
 - ・女性や高齢者などあらゆる世代が働ける環境づくり
 - ・生活に必要な施設が集約される小さな拠点づくり
 - ・バスや鉄道などの公共交通の確保

- ◇人口減少に対する意識
- ・人口減少は避けられないので、身の丈に合ったまちづくりをすべきだ

- ◇理想の子どもの数を持ってない理由
- ・養育費や教育費などの経済的な負担が大きい
 - ・年齢的に出産が不安
 - ・体力的な負担が大きい

- ◇晩婚化・未婚化の原因
- ・十分な経済力がない
 - ・单身生活が楽、便利になった
 - ・異性と出会う機会が少ない

- ◇新成人が住みたいと思わない理由
- ・希望する仕事が見つからないと思うから
 - ・趣味や娯楽などを満喫できる環境にないから
 - ・バスや電車などの公共交通が不便だから
 - ...

- ◇高校生が住みたいと思わない理由
- ・バスや電車などの公共交通が不便だから
 - ・趣味や娯楽などを満喫できる環境にないから
 - ・希望する仕事が見つからないと思うから
 - ...

◇理想の子どもの数を持ってない理由

1人	4.8%
2人	48.4%
3人	35.1%

若者が考える課題は同じ